漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

政令第二百七十四号

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

総務大臣　野田　聖子
財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子
農林水産大臣　齋藤　健
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

政令第二百七十五号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十四条、第百十五条第一項及び第三項、第百二十三条第二項、第百二十四条第三項第二号、第百四十条第二項、第百四十七条の四並びに第百九十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三十九号を同条第四十号とし、同条第三十八号中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同号を同条第三十九号とし、同条中第三十七号を第三十八号とし、第三十六号を第三十七号とし、同条第三十五号中「第三十二号」を「第三十三号」に改め、同号を同条第三十六号とし、同条第三十四号中「第三十二号」を「第三十三号」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条中第三十三号を第三十四号とし、第三十号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十九号中「第二十六号」を「第二十七号」に改め、同号を同条第三十号とし、同条第二十八号中「第二十六号」を「第二十七号」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、同条第二十五号中「第二十三号」を「第二十四号」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条中第二十四号を第二十五号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十九号中「第十七号」を「第十八号」に改め、同号を同条第二十号とし、同条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同条中第十五号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「前号に規定する日」を「第十一号に規定する日の翌日」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「ふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日」を「前号に規定する日の翌日」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一　小割り式一年魚ふぐ養殖業（とらふぐでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

第十三条に次の一号を加える。

四十一　うなぎ養殖業（公共の用に供しない内水面において営む養殖業であつて、にほんうなぎの幼魚を養殖池（水槽を含む。第二十五条第一項第三号及び別表第四十三号において同じ。）に放養して行うものに限る。以下同じ。）

第十四条第一項の表小割り式さけ・ます養殖業の項の次に次のように加える。

小割り式一年魚ふぐ養殖業	とらふぐ（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものに限る。）

第十四条第一項の表小割り式二年魚ふぐ養殖業の項中「ふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日」を「この表の小割り式一年魚ふぐ養殖業の項の下欄に規定する日の翌日」に改め、同表小割り式三年魚ふぐ養殖業の項中「小割り式二年魚ふぐ養殖業の項の下欄に規定する日」を「小割り式一年魚ふぐ養殖業の項の下欄に規定する日の翌日」に改め、同表に次のように加える。

うなぎ養殖業	にほんうなぎ（本養殖しているものでふ化の年の翌々年の事業場ごとに組合が共済規程で定める日までのものに限る。）

第十四条第二項の表小割り式二年魚または養殖業の項の前に次のように加える。

小割り式一年魚ふぐ養殖業	とらふぐ（本養殖しているものでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものに限る。）

第十六条第二号中「が当該単位漁場区域」の下に「（内水面において営む養殖業に係る養殖共済にあつては、事業場。以下この号において同じ。）」を加える。

第十八条の二第二項中「第十三条第三十二号から第三十五号まで」を「第十三条第四号から第四十一号まで」に改める。

第十八条の七中「第二十五条第二項第三号」を「第二十五条第二項第四号」に改める。

第二十二条の三中「第三十一号」を「第三十二号」に改め、同条第十九号中「小割り式二年魚ふぐ養殖業」を「小割り式一年魚ふぐ養殖業、小割り式二年魚ふぐ養殖業」に改め、同条に次の一号を加える。

三十二　うなぎ養殖業

第二十二条の六第一項中「及び第七号」を「から第八号まで」に、「第八号から第十号まで」を「第九号から第十一号まで」に改め、同項第七号中「小割り式さけ・ます養殖業」の下に「、小割り式一年魚ふぐ養殖業」を加え、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　うなぎ養殖業

第二十二条の六第二項中「及び第七号」を「から第八号まで」に改める。

第二十三条第三項第四号中「第二十五条第二項第三号」を「第二十五条第二項第四号」に改める。

第二十五条第一項第二号中「養殖共済」の下に「（次号に規定する養殖共済を除く。）」を加え、「別表第四十八号」を「別表第五十二号」に改め、同号の表中

「小割り式さけ・ます養殖業	二十五台」

を

「小割り式一年魚ふぐ養殖業	二十五台」

に改め、同項第三号中「台数（当該共済契約者が法第百二十五条の三第一項第二号」を「台数（当該共済契約者が同号」に、「次項第三号並びに別表第四十号から第四十二号まで、第四十四号及び第四十五号」を「次項第四号並びに別表第四十四号から第四十六号まで、第四十八号及び第四十九号」に、「別表第四十三号」を「別表第四十七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。